

令和2年6月23日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和2年6月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

○ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視

都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、都道府県指定文化財の区域外移動の実態、区域外移動した場合の都道府県における対応状況を把握し、区域外移動した文化財の保護・承継に係る対応上の課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

（連絡先）

＜都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視＞

総務省行政評価局評価監視官（財務、文部科学等担当）

担当：森田

電話：03-5253-5434（直通）、FAX：03-5253-5436

＜行政評価局調査全般について＞

総務省行政評価局総務課

担当：中山

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継に関する 行政評価・監視

調査の背景

- 文化財の保存・活用を図るため、地方公共団体では、国指定以外の文化財について、文化財保護法及び条例に基づき区域内に存する重要で価値が高い文化財を指定し、保護。指定した文化財に対し、管理・修理等に係る経費について補助
- 指定、解除を行った場合は、文化庁長官に報告

- 文化財保護法では、都道府県指定文化財が区域外に移動した場合、指定が解除され保護されないおそれ
- 都道府県指定文化財の保護・承継に係る都道府県の取組状況等の実態や課題は必ずしも明らかにされていない。

- 都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、都道府県指定文化財の区域外移動の実態、区域外移動した場合の都道府県における対応状況を把握し、区域外移動した文化財の保護・承継に係る対応上の課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 都道府県指定文化財の区域外移動の実態

- 区域外移動した都道府県指定文化財に対する都道府県の対応状況
- 他の都道府県で指定されていた文化財が都道府県に流入してきた場合の取扱いの状況

2 区域外移動した都道府県指定文化財についての対応状況

- 区域外移動した都道府県指定文化財についての都道府県文化財保護審議会における議論の内容や議論を踏まえた都道府県の対応状況
- 区域外移動により指定解除された文化財の散逸、毀損を防止するための方策の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

文化庁

関連調査等対象機関

都道府県

調査実施期間

令和2年6月～12月(予定)

調査対象とする政策の内容

■ 文化財保護法第182条第2項

地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

■ 都道府県指定文化財数

令和元年5月1日現在

文化財の種類		都道府県
有形文化財	建造物	2,525
	美術工芸品	10,539
無形文化財	芸能	32
	工芸技術	120
	その他	10
民俗文化財	有形	761
	無形	1,679
記念物	遺跡	2,995
	名勝地	287
	動物・植物・地質鉱物	3,007
文化的景観		10
伝統的建造物群保存地区		3
保存技術		26
計		21,994

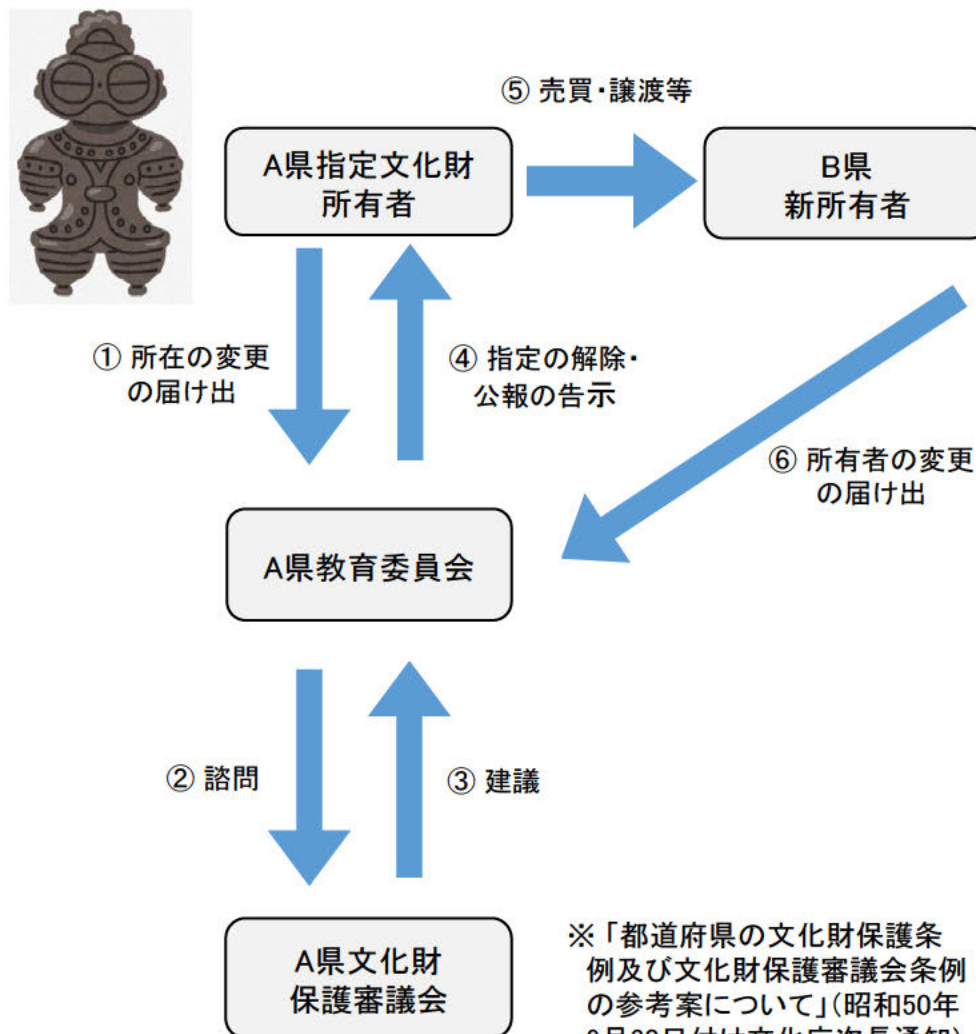
【美術工芸品】

有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの）のうち、建造物以外のものの総称

資料出所：文化庁ホームページ

区域外移動した場合の対応

■ A県指定文化財がB県に移動する場合の手続の流れ



※「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」(昭和50年9月30日付け文化庁次長通知)に基づき当局において作成